

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

### IFRS 第9号「金融商品」ーハイレベルな概要

#### 目次

---

#### 背景

#### IFRS第9号の概要

#### 金融商品の分類および測定

#### 減損

#### ヘッジ会計

#### 開示

#### IFRS第9号の経過措置

---

詳細は下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

#### 要点

- IFRS 第9号は、2018年1月1日以後開始する事業年度に発効し、現地のエンドースメントの要求事項を条件に、早期適用が可能である。
- 金融資産の分類および測定は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローおよび金融資産を保有する事業モデルに左右される。
- 組込デリバティブは、金融資産の主契約からもはや分離されない。
- 新しい減損モデルは、「予想」信用損失に基づいており、償却原価またはFVTOCIで測定される負債性金融商品、リース債権、契約資産および一定の売建ローン・コミットメントおよび金融保証契約に適用される。
- 12ヶ月の予想信用損失または全期間の予想信用損失は、IFRS 第9号の減損の要求事項の範囲に含まれるすべてのエクスポージャーについて要求される。
- ヘッジ会計は、ヘッジ手段およびヘッジ対象が適格であるほど、リスク管理をより密接に反映することができる。
- ヘッジの有効性の遡及的な判定 (retrospective assessment) は、もはや要求されず、将来に向かったテスト (prospective test) が「経済的関係」の原則に基づくとされる。
- ヘッジ手段に係るオプションの時間的価値、フォワード・ポイントおよび外貨ベース・スプレッドにおける会計処理の改訂は、純損益の変動性を削減することができる。
- IFRS 第7号「金融商品：開示」の修正は、IFRS 第9号を適用する際の、重要な追加的な開示要求を導入している。

## 背景

IFRS 第9号「金融商品」は、IASBによるIAS第39号「金融商品：認識および測定」の置き換えである。本基準は、認識および測定、減損、認識の中止および一般ヘッジ会計の要求事項を含んでいる。

2014年に公表されたIFRS第9号は、従前のIFRS第9号のすべての版を廃止し、2018年1月1日以後開始する事業年度に強制発効となり、早期適用は認められる（現地のエンドースメントの要求事項を条件とする）。企業の該当する適用開始日が2015年2月1日より前であるという限られた期間において（現地のエンドースメントの要求事項を条件とする）、従前のIFRS第9号<sup>1</sup>を早期適用できる。

## 見解

国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS第4号「保険契約」の修正を提案する公開草案（ED/2015/11）を公表した。IFRS第9号と公表予定の保険契約の新基準との発効日の相違に関する懸念に対処することを意図している。コメント募集の期限は、2016年2月8日までであり、本ニュースレターの執筆時点（2016年4月）において、IASBは受け取ったコメントを検討していた。

ニュースレターの目的は、IAS第39号と差異がある分野に焦点を当て、IFRS第9号の要求事項のハイレベルな概要を提供することである。次の分野について検討している。

- 金融資産の分類および測定
- 減損
- 金融負債の分類および測定
- ヘッジ会計

IFRS第9号の認識の中止モデルは、IAS第39号と変更がなく引き継がれているため、本ニュースレターでは詳細に検討していない。

## IFRS 第9号の概要

### 金融商品の分類および測定

#### 金融商品の当初測定

IFRS第9号では、すべての金融商品を公正価値で当初測定し、純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産または金融負債の場合には、取引コストを加算または減算する。この要求事項は、IAS第39号と一致している。

#### 金融資産：事後測定

金融資産の分類および測定は、IFRS第9号により多くの変更が導入された分野である。IAS第39号と一貫して、金融資産の分類は、当初認識時に決定されるが、一定の条件を満たす場合、金融資産は当初認識後に分類変更する必要がある場合がある。

<sup>1</sup> IFRS第9号（2009年）は、金融資産の分類および測定のみ取り扱っている。IFRS第9号（2010年）は、金融負債の分類および測定、認識および認識の中止、組込デリバティブの分離の要求事項を含んでいる。IFRS第9号（2013年）は、新しい一般ヘッジ会計モデルを含んでおり、2014年に、本基準は、減損と金融資産の分類および測定の修正を含めて、最終化された。

当初認識後に、IFRS 第 9 号の範囲に含まれるすべての資産は、次のとおり測定される。

- 償却原価
- その他の包括利益を通じて公正価値 (FVTOCI)
- 純損益を通じて公正価値 (FVTPL)

一定の負債性金融商品資産について、FVTPL オプション(「公正価値オプション」)を取らない限り、FVTOCI 分類は強制的である。一方で、持分投資 (equity investments) については、FVTOCI 分類は選択である。その他の包括利益 (OCI) に認識した利得または損失の振替えの要求事項は、負債性金融商品と持分投資では異なる。FVTOCI で測定された負債性金融商品については、金利収益 (実効金利法を使用して計算)、為替差損益、および減損に係る利得または損失は、直接純損益に認識される。公正価値の変動に係る利得または損失の累計額と純損益に認識した累積額との差額は、認識の中止が行われるまで OCI に認識され、認識の中止時に純損益に振り替えられる。これは、FVTOCI に指定された資本性金融商品に対する投資の会計処理と対照的であり、配当収益のみ純損益に認識し、その他の利得および損失はすべて OCI に認識し、認識の中止時に純損益に振り替えられない。

### 負債性金融商品

次の両方の条件を満たす負債性金融商品は、資産が公正価値オプション (後述参照) により FVTPL として指定される場合を除き、償却原価で測定しなければならない。

- **事業モデル・テスト:** 当該金融資産が、(公正価値の変動を実現するために契約上の満期前に資産を売却する目的ではなく)、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- **キャッシュ・フローの特性のテスト:** 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

キャッシュ・フローの特性のテストを満たし、公正価値オプションにより FVTPL として指定されていない負債性金融商品は、当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている場合、FVTOCI として測定しなければならない。

その他のすべての負債性金融資産は、純損益を通じて公正価値 (FVTPL) で測定される。

### 見解

負債性金融商品についての FVTOCI 区分は、IAS 第 39 号における売却可能区分と同じではない。IAS 第 39 号では、減損に係る利得および損失は公正価値に基づいている一方で、IFRS 第 9 号では、減損は、予想損失に基づいており、償却原価資産と統合的に測定される (後述参照)。

また、FVTOCI 測定の要件は、企業の事業モデルに基づいており、売却可能区分と異なっている。例えば、IAS 第 39 号では、特定の金融商品は、売却可能区分としての分類が選択可能である。IFRS 第 9 号では、負債性金融商品を FVTOCI として選択することはできない。

## 契約上のキャッシュ・フローの特性のテスト

IFRS 第9号で要求される契約上のキャッシュ・フローの特性のテストを満たすのは、負債性金融商品のみである。デリバティブ資産および資本性金融商品は、要件を満たさない。元本および元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的である。基本的な融資の取決めでは、貨幣の時間価値および信用リスクへの対価は、通常は利息の最も重大な要素である。しかし、こうした取決めでは、利息には、他の基本的な融資リスク（例えば、流動性リスク）や金融資産を特定の期間にわたって保有することに関連したコスト（例えば、管理コスト）への対価も含まれる場合がある。さらに、利息には基本的な融資の取決めと整合的な利益マージンが含まれる場合がある。

契約上のキャッシュ・フローが、元本および利息の支払のみであるかどうかの評価は、金融資産が表示されている通貨で行われる。偶発事象の発生または不発生のみにより生じる、契約上のキャッシュ・フローの支払（または、不払）が、契約上のキャッシュ・フローの特性テストを満たさない金融商品となるかどうかについては、判断が必要である。企業は、どのようなリスクが、偶発事象の発生をもたらすのか、また、当該リスクが、基本的な融資の取決めに関連するリスクと整合的であるかどうかについて検討すべきである。契約上のキャッシュ・フローの評価では、期限となる可能性が高い契約上のキャッシュ・フローのみではなく、金融商品の契約上のすべての条件を考慮すべきである。資産が期限前に償還される可能性がある場合、金融商品が満期前に償還される可能性の大きさにかかわらず、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価では、期限前償還オプションの時期の前後両方における契約上のキャッシュ・フローの検討が要求される。

IFRS 第9号は、資産の契約上のキャッシュ・フローの評価についての詳細なガイダンスを含み、ノンリコースの資産および契約上リンクしている商品に関する具体的な要求事項も含んでいる。

## 事業モデルの評価

金融資産を管理する事業モデルの評価は、金融資産の分類の基礎である。企業の事業モデルは、金融資産のグループが特定の事業目的を達成するためにどのように一括して管理されているのかを反映するレベルで決定される。企業の事業モデルは、個々の金融商品に関する経営者の意図には左右されない。したがって、この条件は、個々の金融商品ごとに分類を考えるアプローチではなく、より高い集計したレベルで判断しなければならない。しかし、企業が金融商品の管理に関して複数の事業モデルを有していることもある。

IFRS 第9号は、事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローを回収するための資産の管理なのか、あるいは、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方のための資産の管理なのかを判断する方法に関するガイダンスを提供している。信用リスクの増大に対応する以外で行われる金融資産の売却が、稀とはいええない回数で行われ、当該売却の価額が（個々にまたは合計のいずれかで）僅少とはいええない場合には、そうした売却が契約上のキャッシュ・フローを回収するという目的と整合するのかがどうかを決定するための評価が必要である。さらに、金融資産の売却が、金融資産の満期日の近くに行われ、当該売却による収入が残りの契約上のキャッシュ・フローの回収に近似している場合には、売却は契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有するという目的と整合的である可能性がある。

## 見解

企業は、金融資産を保有する事業モデルを評価する必要がある。いくつかの企業(例えば、非金融企業など)については、金融資産が、償却原価測定の可能性が高い営業債権および銀行預金に限定されている可能性があるため、評価は相対的に単純である可能性がある。金融資産に関わるより広範にわたる活動を有している企業(例えば、貸手、財務活動のために保有する債券の投資者、保険企業、トレーダーなど)は、事業モデルを理解し、金融資産の処分につながるモチベーションを検討するのに多大な労力を要する。

さらに、企業は、事業モデルが以前の期間から変更となっているかどうかを判断するために、各報告期間において事業モデルを再評価する必要がある。以前に、償却原価または FVTOCI の要件を満たす事業モデルにおいて保有している金融資産の売却レベルの増加は、事業モデルの変更の証拠となる可能性があり、その場合には金融資産の分類変更を正当化する場合がある。

## 公正価値オプション

IFRS 第 9 号は、当初認識時に、金融資産を FVTPL として測定することを指定するオプションを提供している。この指定が認められるのは、資産または負債の測定またはそれらに係る利得および損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう「会計上のミスマッチ」を、その指定が除去または大幅に低減する場合である。FVTPL として指定された金融資産は、IFRS 第 9 号の分類変更の対象とならない。

## 見解

IAS 第 39 号では、金融資産の公正価値オプションは、資産が、公正価値を基礎として管理される資産のグループまたは資産および負債のグループの一部である場合、または、密接に関連していない組込デリバティブが組込まれる場合にも、適用可能である。

IFRS 第 9 号では、公正価値で管理される資産は、事業モデル・テストを満たさないため、自動的に FVTPL として会計処理される。IAS 第 39 号における、密接に関連しない組込デリバティブが組込まれている金融資産である複合負債性金融商品も、通常は契約上のキャッシュ・フローの特定テストの要件を満たさないため、IFRS 第 9 号では、FVTPL 会計処理される。

## 持分投資

IFRS 第 9 号の範囲に含まれるすべての持分投資は、財政状態計算書において公正価値で測定される。企業が、事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという選択をした持分投資を除き、価値の変動は、純損益に認識される。

持分投資を、FVTOCI に指定するオプションは、当初認識時のみにおいて利用可能であり、取消不能である。この指定を行うことにより、純損益で認識される配当収益を除き、利得および損失は、OCI で表示されることになる。

## 見解

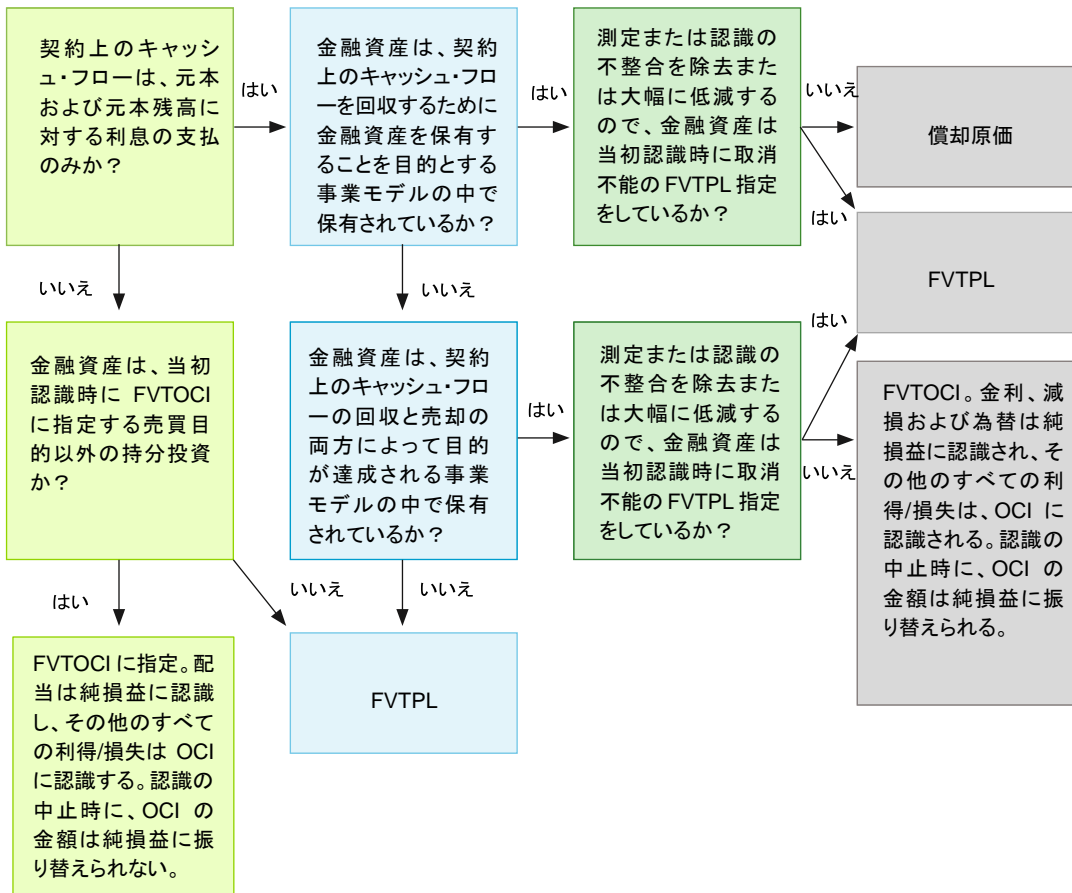
IAS 第 39 号では、資本性金融商品に対する投資のうち、活発な市場における公表市場価格がなく、公正価値を信頼性をもって測定できないもの、およびこのような公表価格のない資本性金融商品に連動しており、その引渡しにより決済しなければならないデリバティブ(資産または負債)は、取得原価で測定されることがあった。合理的な公正価値の見積額の範囲での変動性が重要で、その範囲内におけるさまざまな見積値の確率が合理的に評価できない場合にのみ、取得原価が使用される。この例外は、IFRS 第 9 号には含まれていない。しかし、IFRS 第 9 号は、どのような場合に取得原価が公正価値の最善の見積りとなるか、および、どのような場合に公正価値を表さないのかに関するガイダンスを提供している。

## 見解

IFRS 第9号においてFVTOCIに指定する持分投資では、配当収益のみを純損益に認識し、その他のすべての利得および損失はOCIに認識し、認識の中止の際にも純損益に振り替えられない。よって、これは、OCIに認識された利得および損失が認識の中止または減損の際に振り替えられる、IAS第39号の売却可能金融資産(AFS)持分投資の処理と異なる。

## 金融資産の分類および測定モデルの概要

下記のダイアグラムは、上記で議論した金融資産の分類および測定モデルの適用を要約している。



## 金融負債: 事後測定

金融負債に関するIFRS第9号の会計モデルは、IAS第39号と概ね同様である。

しかし、IAS第39号と比較して主に2つの点で異なる。

- 企業の信用リスクに起因する公正価値変動の影響の表示

売買目的の金融負債(例えば、デリバティブ負債)および公正価値オプションでFVTPLに指定されたローンコミットメントおよび金融保証契約は、公正価値で引き続き測定し、変動はすべて純損益に認識される。しかし、公正価値オプションを使用してFVTPLに指定したその他の金融負債において、IFRS第9号は、信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動額はOCIに認識し、公正価値の残りの変動額は純損益に認識することを要求する。ただし、信用リスク要素の本処理が測定上のミスマッチを創出、または拡大させる場合は除く。その他の包括利益に表示された金額は、事後に純損益に振り替えられることはない。

## 見解

債務に基づいて支払われる金額が、特定の資産に関して支払われた場合にのみ、支払われる場合（例えば、資産担保証券）、信用リスクと資産固有のパフォーマンス・リスクを区分することに留意が必要である。IFRS 第 9 号では、資産固有の履行リスクは、企業が特定の債務を履行できなくなるリスクに関するものではなく、単一の資産または資産のグループの稼働が悪い（または全く稼働しない）リスクに関するものであることは明確である。したがって、資産固有のパフォーマンスに起因する公正価値の変動は、純損益に認識すべきであり、その他の包括利益に認識すべきではない。

- 相場価格のない資本性金融商品の引渡しによって決済されるデリバティブ負債の取得原価測定による免除の削除

金融資産を取り扱う IFRS 第 9 号のパートでは、公正価値を信頼性をもって測定できない場合、相場価格のない資本性金融商品および関連するデリバティブ資産に関する IAS 第 39 号における取得原価測定による免除を削除した。IFRS 第 9 号は、公正価値を信頼性をもって測定できない相場価格のない資本性金融商品を引渡しによって決済されるデリバティブ負債の取得原価測定による免除も削除した。したがって、相場価格のない資本性金融商品に関するすべてのデリバティブ（資産、負債にかかわらず）は、IFRS 第 9 号のもとで、公正価値で測定される。

## 公正価値オプション

金融負債を FVTPL で測定する公正価値オプションを適用するための IFRS 第 9 号の適格要件は、IAS 第 39 号と整合している。

## デリバティブ

相場価格のない持分投資に連動するものを含め IFRS 第 9 号の適用範囲に含まれるデリバティブは、すべて公正価値で測定される。公正価値の変動は、純損益に認識される。ただし、ヘッジ関係におけるヘッジ手段としてデリバティブを指定することによりヘッジ会計を適用（利得または損失の一部または全部がその他の包括利益に認識される）することを選択する場合を除く。

## 組込デリバティブ

組込デリバティブは、デリバティブでない主契約をも含んだ混合契約の構成部分であり、その効果として、合成後の金融商品のキャッシュ・フローの一部が、単独のデリバティブと同様に変動する。

IAS 第 39 号で規定されている組込デリバティブの概念は、基準の適用範囲に含まれる金融資産ではない主契約（すなわち、リース、購入契約、サービス契約等の IFRS 第 9 号の適用範囲に含まれない金融負債および主契約）にのみ適用するため、IFRS 第 9 号に含まれた。したがって、IAS 第 39 号では、主契約の金融資産と密接に関連がないため、FVTPL で分離して会計処理される組込デリバティブは、もはや分離されない。代わりに、金融資産の契約上のキャッシュ・フローは、全体で評価され、契約上のキャッシュ・フロー・テストをパスしない場合、資産全体は FVTPL として測定される。

組込デリバティブが金融負債の主契約または本基準の適用範囲に含まれない主契約（例えば、リース契約、保険契約、非金融項目の購入または売却契約）に密接に関連する場合を識別するため、IAS 第 39 号で規定される組込デリバティブのガイダンスは、IFRS 第 9 号に含まれた。

## 分類変更

金融資産において、金融資産の事業モデルの目的を変更した場合に、かつ、その場合にのみ（従前の事業モデル評価がもはや適用されない）、FVTPL、FVTOCI および償却原価への分類変更が要求される。

IFRS 第 9 号は以下の分類変更を認めていない。

- 金融資産において、いかなる状況においても公正価値オプションが選択された場合
- 持分投資の分類変更(FVTPL または FVTOCI で測定)
- 金融負債の分類変更

企業が金融資産を分類変更する場合、企業が事業モデルの変更により金融資産を分類変更することになる場合の、事業モデル変更後の最初の報告期間の初日と定義される、分類変更日から将来に向かって分類変更を適用する必要がある。それまでに認識した利得、損失（減損利得または減損損失を含む）または利息を修正再表示してはならない。

## 減損

IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号で適用されていた発生損失ではなく、予想損失に基づく新しい減損モデルを導入する。IAS 第 39 号と比較して、減損を適用する範囲は拡大している。

## 範囲

IFRS 第 9 号は、下記のすべての項目に対して、同一の予想損失減損モデルを適用することを要求している。

- 償却原価で測定される金融資産
- FVTOCI で強制的に測定される金融資産
- 信用を供与する現在の義務がある場合のローン・コミットメント（FVTPL で測定される場合を除く）
- IFRS 第 9 号が適用される金融保証契約（FVTPL で測定されるものを除く）
- IAS 第 17 号「リース」（適用する場合は、IFRS 第 16 号「リース」）の範囲に含まれるリース債権
- IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる契約資産

## 見解

IFRS 第 9 号は、減損の要求事項の範囲にあるすべての項目の減損に関して、同じ測定基礎を要求している。これは、減損が償却原価で測定される資産と FVTOCI で測定される売却可能資産とは、別に算定される IAS 第 39 号とは異なる。さらに、IFRS 第 9 号は、従前は IAS 第 37 号「引当金、偶発負債および偶発資産」に従って測定されていた、特定のローン・コミットメントおよび金融保証契約に対しても、同じ測定アプローチを適用する。



## 一般的なアプローチ

購入または組成した信用減損金融資産(以下において別途記載)を除き、予想信用損失は、以下のいずれかの金額と同額の損失評価引当金を通じて測定することが要求される。

- 12カ月の予想信用損失(当該金融商品について報告日から12カ月以内に生じ得る債務不履行事象(default event)から生じる予想信用損失)
- 全期間の予想信用損失(当該金融商品の存続期間にわたって、すべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失)

ある金融商品に関する信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合は、全期間の予想信用損失についての損失評価引当金が当該金融商品に対して要求される。また、IFRS第15号に従って重大な金融取引(significant financing transaction)を構成しない契約資産または営業債権についても、全期間の予想信用損失についての損失評価引当金が要求される。

さらに、企業は、IFRS第15号に従って重大な金融取引を構成するすべての契約資産および/またはすべての営業債権に対して、全期間の予想信用損失を認識する会計方針を選択することができる。同じ選択は、リース債権についても別個に認められる。

それ以外のすべての金融商品に対しては、12カ月の予想信用損失に等しい金額で予想信用損失を測定する。

## 見解

「12カ月の予想信用損失」という用語は、直感的には、今後12カ月以内に生じる可能性があるキャッシュ不足額に対する引当金であるかのように聞こえるかもしれないが、そうではない。本基準では、12カ月の予想信用損失が全期間の予想信用損失の一部であり、債務不履行が、報告日後12カ月以内(または金融商品の予想存続期間が12カ月未満である場合には、それよりも短い期間)に発生する場合に生じることになるキャッシュ不足額を、当該債務不履行が発生する確率で荷重したものを表す、と規定している。したがって、12カ月の予想信用損失は、企業が今後12か月間に債務不履行となると予測している金融商品について生じる全期間の予想信用損失ではなく、今後12か月にわたり予測されるキャッシュ不足額でもない。

## 信用リスクの著しい増大

信用リスクの著しい増大は、当初認識以降の債務不履行の発生確率の著しい増大と定義される。本基準は、信用リスクが著しく増大するか否かを評価するために、(IFRS第9号の要求事項に準拠していることを条件に)企業が多様なアプローチを利用することを認めている。アプローチは、明示的な債務不履行の確率(probability of default)をインプットとして含んでいない場合でも、IFRS第9号の要求事項に準拠し得る。適用ガイダンスでは、この評価を行う際に企業が利用可能な要素の一覧を提供している。また、原則として、信用リスクに著しい増大があるか否かの評価は、個々の金融商品レベルで実施されるが、考慮する要素または指標は、金融商品レベルでは入手できない場合があり得ることを認識している。このような場合、企業は、適切なグループ、または金融商品のポートフォリオの一部分に対して評価を行うべきである。要求事項には、契約上の支払の期日経過が30日超となっている場合に、信用リスクが著しく増大しているという反証可能な推定も含まれる。

IFRS第9号では(購入または組成した信用減損金融資産を除き)、当初認識以降に信用リスクの著しい増大が発生し、その後の報告期間に戻った場合(すなわち、累積的な信用リスクが当初認識時に比べて著しく高くなってはいない場合)、当該金融商品についての予想信用損失は、12カ月の予想信用損失に基づいて測定されるように戻る。

実務的な便法として、IFRS 第9号は、報告日現在で、ある金融商品の信用リスクが「低い」と判断される場合、当該金融商品に係る信用リスクは、当初認識以降に著しく増大していないと推定することができる。本基準において信用リスクが「低い」と考えられる場合とは、債務不履行のリスク(default risk)が低く、債務者が、近い将来に契約上のキャッシュ・フローの義務を果たす強固な能力を有している場合、および、長い期間にわたる不利な経済および事業条件の変化が、必ずというわけではないが、契約上のキャッシュ・フローの義務を履行する債務者の能力を低下させる可能性がある場合である。本基準は、「投資適格」の格付けが、低い信用リスクの指標になるかもしれないことを示唆している。

### 購入または組成した信用減損金融資産

購入または組成した信用減損金融資産(例えば、財政的困難にある債務者に対する債務(distressed debt))は、当初認識時に信用減損しているため、異なる取扱いになる。これらの資産について、企業は、当初認識以降の全期間の予想信用損失の変動を損失評価引当金として認識し、その変動を純損益に認識する。本基準の要求事項では、そのような資産に対して有利な変動は、金融資産の予想キャッシュ・フローが当初認識時の見積キャッシュ・フローを上回る場合であっても、減損利得となる。

### 信用減損金融資産

IFRS 第9号では、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つまたは複数の事象が発生している金融資産は、信用減損している。金融資産が信用減損している証拠には、次の事象に関する観察可能なデータが含まれる。

- 発行体または借手の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または期日経過事象など)
- 借手に対する融資者が、借手の財政上の困難に関連した経済上または契約上の理由により、そうでなければ当該融資者が考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと
- 当該金融資産についての活発な市場が財政上の困難により消滅したこと
- 発生した信用損失を反映するディープ・ディスカウントで、金融資産を購入または組成したこと

### 見解

IFRS 第9号は、資産が信用減損している場合の指標のリストを含めているが、これは、IAS 第39号における損失発生のトリガー事象と概ね同じである。

### 予想信用損を見積もる基礎

予想信用損失の測定は、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、バイアスのない確率加重金額を反映するとともに、貨幣の時間価値を織り込まなければならない。さらに、企業は、予想信用損失を測定する際に、過去の事象、現在の状況についての合理的で裏付け可能な情報、および合理的で裏付け可能な将来の経済状況の予測を検討しなければならない。

本基準は、予想信用損失を、それぞれの債務不履行が発生するリスクで加重する、信用損失の加重平均として定義する。生じ得るすべてのシナリオを検討しなければならないわけではないが、少なくとも、信用損失が発生するリスクまたは確率は、たとえ信用損失が発生する確率が低くても、検討しなければならない。

企業は、合理的で裏付け可能な情報(すなわち、報告日に合理的に利用可能な情報)を織り込むことが求められる。情報が合理的に利用可能であるとは、(財務報告の目的に適格な利用可能な情報の取得に)過大なコストまたは労力を要さない場合をいう。

ローン・コミットメントに本モデルを適用する際に、企業は、実行される貸付金に発生する債務不履行リスクを検討する。一方、金融保証契約に本モデルを適用する際には、企業は特定の債務者に発生する債務不履行リスクを検討する。

企業は、本基準の原則に整合する場合、予想信用損失を見積もる際に実務上の便法を使用することができる(例えば、売上債権に関する予想信用損失は、売上債権の残高日数に応じて一定の引当率が適用される引当金マトリックスを使用して計算することができる)。

時間価値を反映するために、予想損失は、当初認識時に決定された資産の実効金利(またはその近似値)を用いて報告日まで割り引かなければならない。「信用調整後の実効金利」は、購入または組成した信用減損金融資産の予想信用損失に用いなければならない。

実行されていないローン・コミットメントの予想信用損失は、コミットメントから生じる金融資産を認識する際に適用される実効金利(または、その近似値)を使用して、割り引かなければならない。ローン・コミットメントの実効金利が算定できない場合、割引率は、貨幣の時間価値およびキャッシュ・フローに特有のリスクに係る現在の市場評価を反映しなければならない。ただし、その場合、当該リスクは、割引計算されるキャッシュ・フローの不足額の調整ではなく、割引率の調整によって考慮される。このアプローチは、実効金利が算定できない金融保証契約の予想信用損失を割り引く場合にも、使用しなければならない。

## 見解

IFRS 第9号では、個々の金融資産で考慮しても、予想信用損失が生じる見込みがなく、最も可能性の高い結果が契約上のキャッシュ・フローの全額の回収であり、信用損失がゼロである場合であっても、予想信用損失の測定には信用損失の確率加重が含まれることを明確にしている。要求事項は、最も可能性の高い結果のみを基礎として予想信用損失を見積もることを事実上禁止する。

## 条件変更および直接償却(write-offs)

金融資産の契約上のキャッシュ・フローの再交渉または他の条件変更が、IFRS 第9号のもとで認識を中止することとなる場合、変更後の金融商品は、新しい金融商品として取扱う。減損モデルは、当該新しい金融商品に対して適用される。

金融資産の契約上のキャッシュ・フローの再交渉または他の条件変更により、認識の中止が生じない場合、企業は、金融資産の総額での帳簿価額を再計算しなければならない(すなわち、損失評価引当金を調整する前の償却原価の金額)。これは、新しく予想される契約上のキャッシュ・フロー(条件変更後)を、当初の実効金利を用いて割り引くことにより行われ、条件変更の結果生じる利得または損失は、純損益に認識する。この日から、企業は、金融商品の信用リスクが、当初認識時から著しく増大しているか否か、(変更された条件に基づいた)報告日時点の債務不履行の発生リスクと、(当初の、変更前の条件に基づいた)当初認識時の債務不履行の発生リスクとを比較することにより、評価しなければならない。

本基準は、企業が回復に関する合理的な予想を有していない場合は、企業に対し、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額することを要求している。IFRS 第9号では、直接償却は、認識の中止の事象を構成するものであり、認識の中止が、資産全体または一部のいずれかに関連する可能性があるとして述べている。

## 表示

金融収益は常に独立の表示科目として表示することが要求されるが、資産が信用減損であると考えられるか否かにより、異なる方法で計算される。

購入または組成した信用減損金融資産ではない、または当初認識から信用減損とはなっていない金融資産(上述の「信用減損金融資産」参照)については、金利収益は、「総額法」によって計算される。「総額法」による金融収益は、実効金利法を、総額での帳簿価額に適用して計算される(すなわち、当該帳簿価額には信用損失引当金は含まれない)。

購入または組成した信用減損金融資産ではないが、事後的に信用減損となった金融資産の場合、金利収益は、翌報告期間の期首から「純額法」によって計算される。「純額法」による金融収益は、実効金利を償却原価残高(総額での帳簿価額に損失評価引当金を調整)に適用して計算される。

「純額法」を使用した期間の後に、金融商品の信用リスクが改善し、金融資産がもはや信用減損ではなく、信用リスクの改善が「純額法」適用後の事象に客観的に関連付けられる場合、金利収益の計算方法は、翌報告期間の期首から「総額法」に戻すことになる。

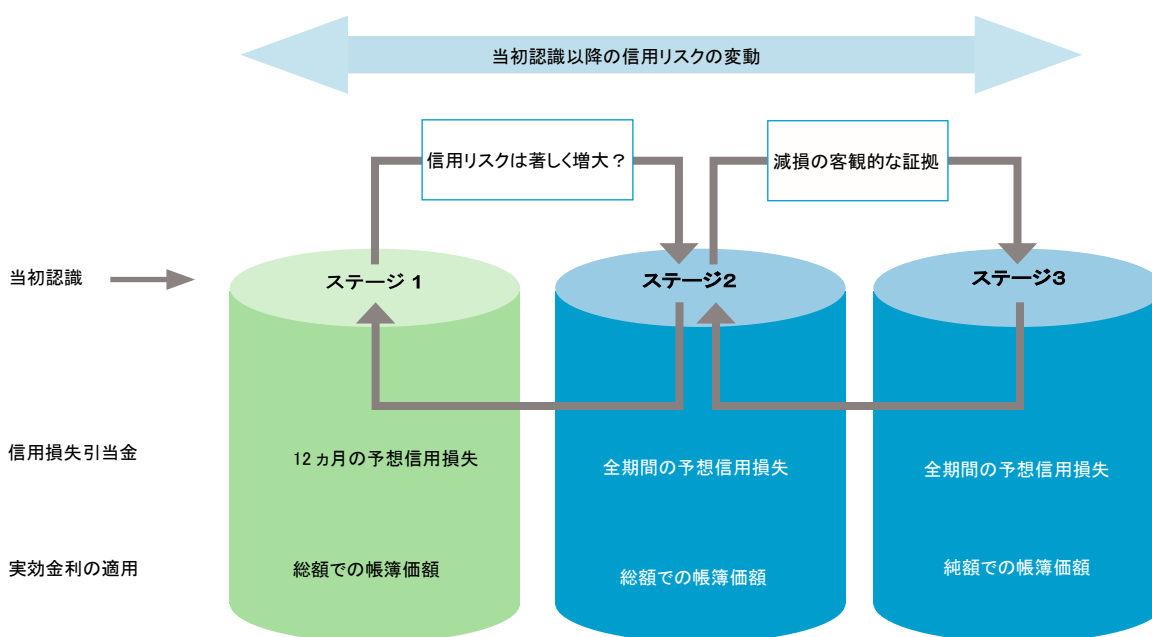
## 見解

金融資産に係る金融収益の表示方法について、総額法から純額法へ変更される場合のトリガー・ポイントは、金融資産が「信用減損」となったことに基づく。これは、12ヵ月の予想信用損失から全期間の予想信用損失への移行で使用される、金融資産の信用リスクの著しい悪化に基づく規準とは異なる。

最後に、購入または組成した信用減損金融資産の場合、金利収益は、常に、信用調整後の実効金利を、償却原価である帳簿価額に適用することにより認識される。信用調整後の実効金利は、当初認識時に、予想されるキャッシュ・フローを償却原価まで割り引く金利(当該金利の決定にあたっては、金融商品の契約条件とともに予想信用損失を明示的に考慮)である。

IAS 第1号「財務諸表の表示」は、減損損失の戻入れおよび減損に係る利得(購入または組成した信用減損金融資産の場合)を含む減損損失を、純損益およびその他の包括利益計算書において独立の表示科目で表示することを要求する。

IFRS 第 9 号の一般的な減損モデルは、下図のように要約される。



## ヘッジ会計

IFRS 第 9 号において、ヘッジ会計の要求事項の適用は選択である。一定の適格要件を満たす場合に、ヘッジ会計は、ヘッジ手段(例えば、デリバティブ)に係る利得または損失とリスク・エクスポージャーのヘッジ(例えば、外貨建売上)に係る損失または利得が一致していることにより、財務諸表に企業のリスク管理活動を反映することを認めている。

IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルは、オープンでダイナミックなポートフォリオのヘッジを提供することを意図していない。金融資産または負債のポートフォリオの金利リスクの公正価値ヘッジについて、IFRS 第 9 号を適用している企業は、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項に IFRS 第 9 号の一般「マクロ」ヘッジ会計の要求事項を組み合わせる適用することができる。

さらに、企業が IFRS 第 9 号を適用開始する際には、IFRS 第 9 号第 6 項の要求事項の代わりに、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項のすべてを継続適用することを会計方針として選択できる。以下は、IFRS 第 9 号セクション 6 のヘッジの要求事項および IAS 第 39 号との比較の概要である。

## ヘッジ会計の適格要件

ヘッジ関係は、次の要件のすべてを満たす場合にのみヘッジ会計を適用する。

- ヘッジ関係が、適格なヘッジ手段と適格なヘッジ対象からのみで構成されている。
- ヘッジ関係の開始時点において、ヘッジ関係およびヘッジを引き受けるための企業のリスク管理目的や戦略の正式な指定や文書が存在する。
- ヘッジ関係が、ヘッジ有効性の要求事項のすべてを満たす。

## ヘッジ手段

IAS 第 39 号と比較した IFRS 第 9 号の主な差異は、公正価値で測定する非デリバティブ金融商品を適格なヘッジ手段に含めることができるようになったことである。ヘッジ手段に関する変更の大部分は、ヘッジ手段の会計処理に関連するものであり、特にオプション契約、先渡取引および外貨ベース・スプレッドに関連するものである。

## オプション契約

IAS 第 39 号では、オプション契約でヘッジ会計を行う企業は、通常、オプションの時間価値部分の公正価値変動を純損益に認識する。しかし、リスク管理においては、オプションの時間的価値（通常、開始時点で支払われたプレミアムに相当）を一般的にヘッジのコストと考えている。言い換えれば、価値の不利な変動から企業を防御するために生じたコストである。当該リスク管理は、IFRS 第 9 号に含まれている。IFRS 第 9 号では、時間的価値の会計処理は、2 段階のプロセスで考えることができる。

最初のステップでは、オプション契約の時間的価値部分の公正価値変動を、ヘッジ期間にわたり、その時間的価値がヘッジ対象に関連している範囲で、その他の包括利益 (OCI) で繰延べる。

2 つ目のステップでは、資本から純損益へ金額を振替える。しかし、この振替の基礎は、次のいずれかのヘッジ対象の区分に依存する。

- 「取引に関連した (transaction related)」ヘッジ対象 (例えば、予定取引のヘッジ)
- 「期間に関連した (period related)」ヘッジ対象 (例えば、一定の期間にわたる棚卸資産などの既存項目のヘッジ)

「取引に関連した」ヘッジ対象に関しては、その他の包括利益 (OCI) で繰延べられた公正価値の累積変動額は、ヘッジ対象と同時期に純損益に認識される。ヘッジ対象が最初に非金融資産または非金融負債の認識を生じさせる場合、資本内の金額は、財政状態計算書に認識され、ヘッジ対象の当初の取得原価の一部として認識される。この金額は、ヘッジ項目の通常の会計処理に従って、ヘッジ項目が純損益に影響を与えるのと同時期に純損益に認識する。

「期間に関連した」ヘッジ対象に関しては、資本で繰延べられた金額の組替は異なるものとする。オプション・コストを特定の取引に対応させるのではなく、ヘッジ対象に係るオプションの当初の時間的価値の金額は、ヘッジ関係の期間にわたって、合理的な基準 (例えば、定額法) で償却する。

## 先渡契約および外貨ベース・スプレッド

IAS 第 39 号では、先渡契約の直物部分だけをヘッジに指定する場合には、フォワード・ポイントは、公正価値ベースで純損益に認識され、純損益の変動性を生じさせる。IFRS 第 9 号では、オプション契約の時間的価値の会計処理とは異なり、会計処理を要求事項ではなく選択肢とするフォワード・ポイントの代替的な会計処理を提供している。適用された場合には、当該会計処理は、上述した本源的価値が指定される際のオプションの時間的価値の会計処理と類似したものとなる。すなわち、フォワード・ポイントの公正価値変動は、その他の包括利益 (OCI) に繰延べられ、ヘッジ期間にわたって、合理的な基準で純損益を通じて振替えられる。

IFRS 第 9 号では、企業は、外貨ベース・スプレッドをヘッジ手段の指定から分離し、上述したフォワード・ポイントと同様の会計処理を適用できる。

## ヘッジ対象

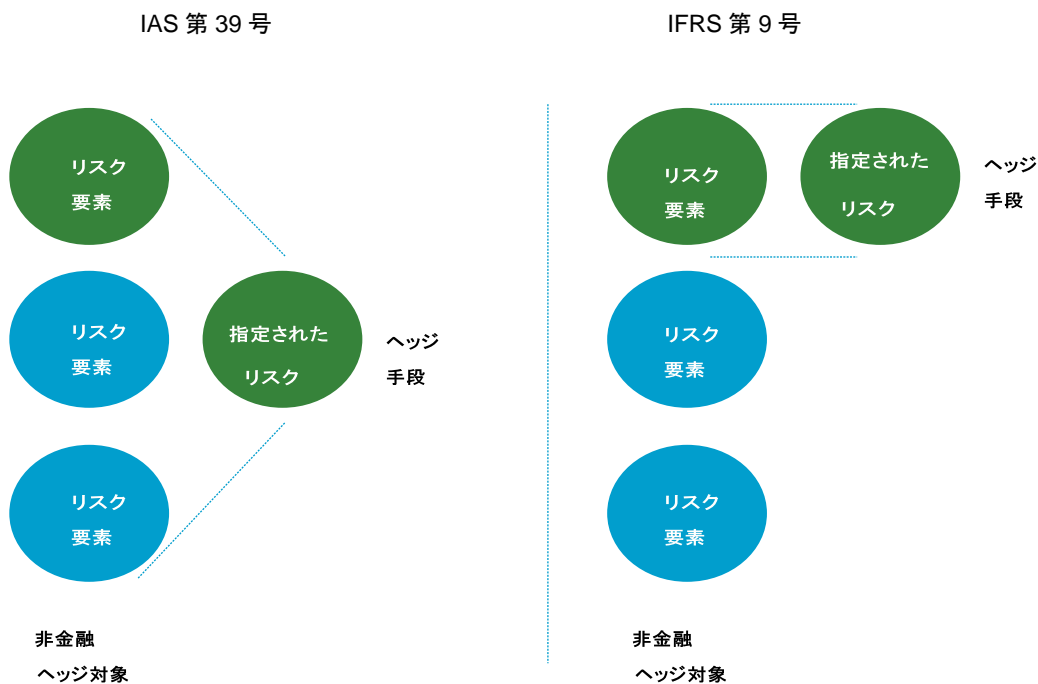
IFRS 第 9 号は、ヘッジ会計の適格な項目の種類とヘッジ対象の指定方法に関する更なる重要な変更を導入している。

### リスク要素(risk component)のヘッジ

IAS 第 39 号では、企業は、ヘッジ対象固有のすべてのリスクにより金融商品項目のキャッシュ・フローの一部またはすべてをヘッジすることができる、または、特定のリスクによってのみキャッシュ・フローの一部またはすべてをヘッジすることを選択できる。このアプローチは、「一部ヘッジ(hedging portions)」として知られており、金融商品項目のリスクが独立に識別可能で信頼性をもって測定可能である場合にのみ認められている。

IFRS 第 9 号は、リスク要素の適格性を、要素が独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能である場合には、非金融商品項目を包含するように拡張している。その結果、企業は、IAS 第 39 号では認められていない非金融商品項目のリスク要素に対してヘッジ会計を適用することができる(例えば、ジェット燃料に含まれる原油)。リスク要素が独立に識別可能といえるためには、リスク要素が必ずしも契約上明示されている必要がないということは注目に値する。しかし、リスク要素が契約上明示されない場合、市場価格の一部を識別可能で測定可能なリスク要素へと分離することは、より困難になる可能性がある。特に、リスク要素が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であるかを決定するために、市場参加者の特定の非金融商品項目に対する価格設定方法を分析することは企業にとって非常に困難である。

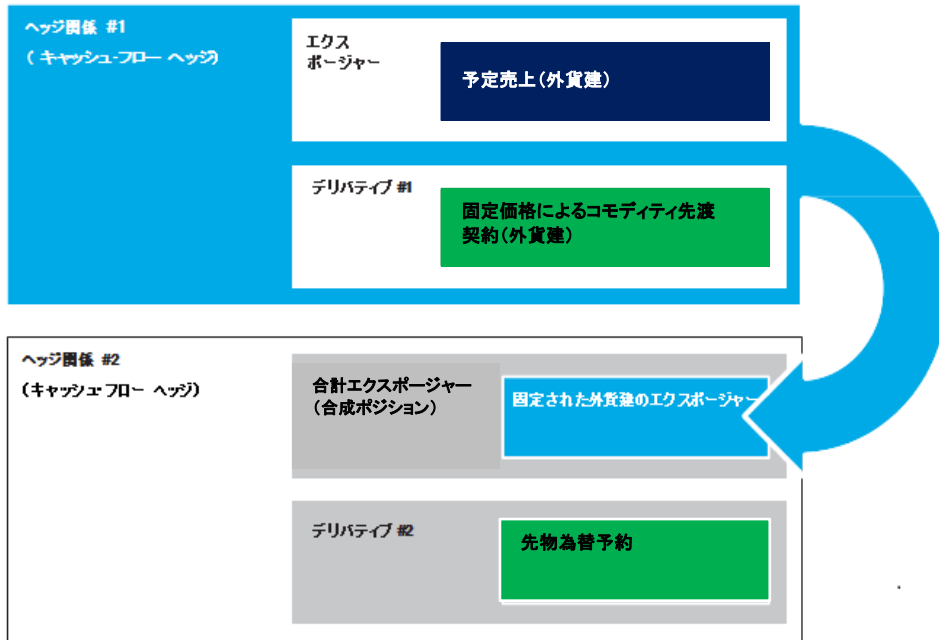
## ヘッジリスク要素



## 合計エクスポージャー

IFRS 第9号は、デリバティブを含む合計エクスポージャー (aggregated exposure) を、適格なヘッジ対象として認めている。これは、デリバティブをヘッジ対象とすることを明確に禁止しているIAS 第39号からの変更点となる (ただし、買建オプションの相殺として指定される売建オプションを除く)。

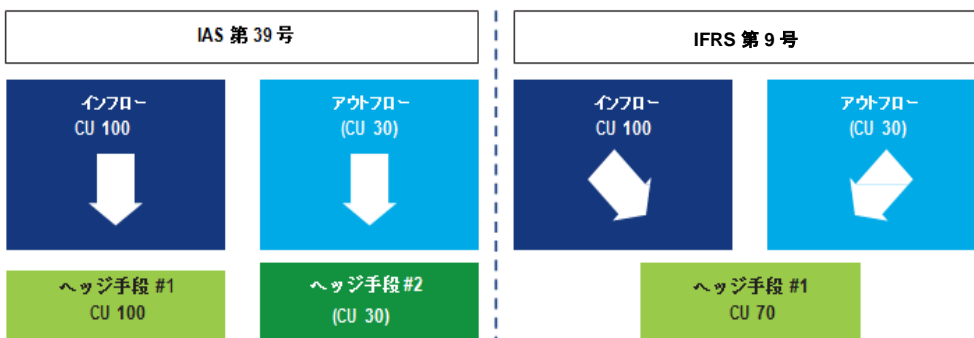
この合計エクスポージャーのヘッジは、次の図解のように、エクスポージャーとデリバティブをヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定することで実現できる。



上記図解におけるデリバティブ#2は、エクスポージャーとデリバティブ#1を含む合計エクスポージャーのヘッジ手段として指定できる。

IFRS 第9号では、グループ自体が個々に適格なヘッジ対象である項目で構成されており、当該グループの各項目が、グループとして一括して管理されている場合、項目グループ (例えば、資産のグループ) および純額ポジション (例えば、資産と負債の純額、または予定売上と購入額の純額) をグループとして集散的にヘッジすることができる。項目グループのキャッシュ・フロー・ヘッジで、各項目のキャッシュ・フローの変動性が、グループのキャッシュ・フローの全体的な変動性にほぼ比例しているとは予想されない場合は、為替リスクのヘッジのみ認められている。そのようなヘッジにおいては、その純額ポジションの指定は、予定取引が純損益に影響すると見込まれる報告期間を、その内容および数量とともに特定しなければならない。

### 外貨為替リスクに係るネットポジションのキャッシュ・フローヘッジ





## 適格なヘッジ関係の会計処理

IFRS 第 9 号における 3 種類のヘッジ関係(公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび在外営業活動体に対する純投資のヘッジ)は、IAS 第 39 号におけるものと同じである。各種類のヘッジ関係の会計処理も IAS 第 39 号と同様である。ただし例外として IAS 第 39 号では、キャッシュ・フロー・ヘッジにおける予定取引が非金融商品項目の認識を生じる場合においては、ベースス・アジャストメントの適用が要求される。前述のとおり、ヘッジ手段として指定されたオプションの時間的価値およびヘッジ手段の先渡要素および外貨ベースス・スプレッドについても会計処理は異なっている。

## ヘッジ有効性に係る要求事項

IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルにおける適格要件は、IAS 第 39 号の要件と著しく異なる。IAS 第 39 号においてヘッジ会計に適格となるためには、ヘッジ手段がヘッジされたリスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺を達成するにあたって、事前の予想と過去の実績の双方において非常に有効である必要がある。「非常に有効である (highly effective)」ためには、相殺のレベルが 80% から 125% の範囲内であればならない。企業は、ヘッジ関係がヘッジ会計に適格であることを証明するため、継続的に定量的な有効性テストを実施しなければならない。

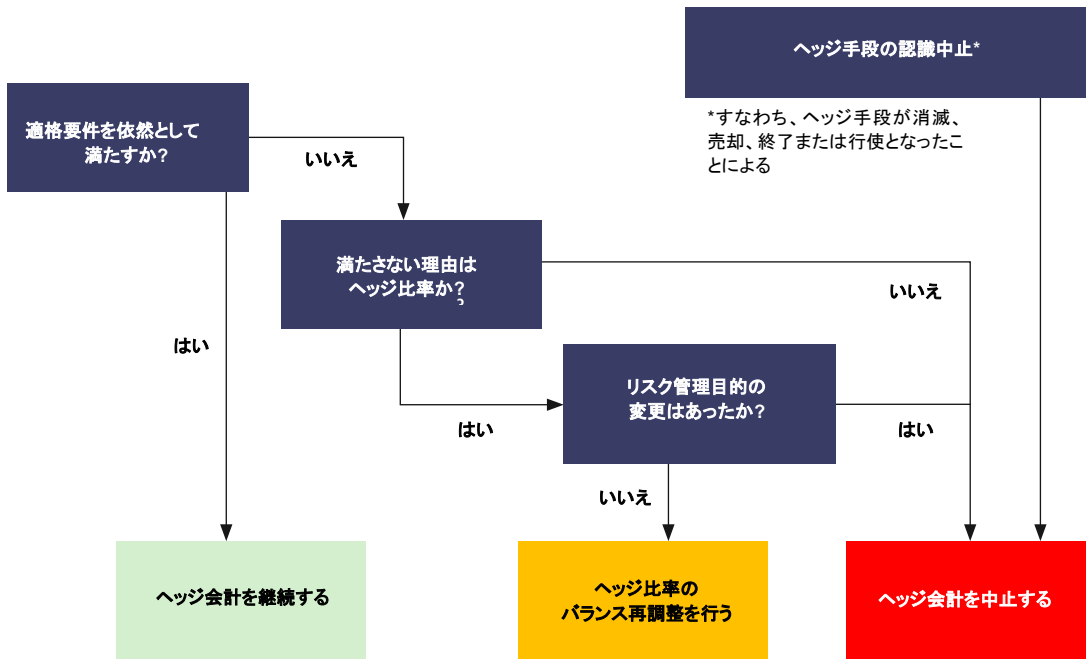
IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルでは、より原則ベースのアプローチを導入している。ヘッジ会計の要件を満たすためには、ヘッジ関係は各ヘッジ期間の初めにおいて、以下のようなヘッジ有効性要件を満たさなければならない。

- ヘッジ手段とヘッジ対象との間に「経済的関係」が存在する
- 「信用リスク」の影響は、経済的関係から生じる価値変動に著しく優越しない
- ヘッジ関係の「ヘッジ比率 (hedge ratio)」は、経済的ヘッジで実際に使用されている比率と同じである

## ヘッジ関係のバランス再調整と中止

ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求に合致しなくなったが、その指定されたヘッジ関係についてのリスク管理目的は依然として同じである場合には、企業は、適格要件を再び満たすようにヘッジ関係のヘッジ比率を調整する(すなわち、ヘッジのバランス再調整を行う)ことが要求される。

企業は、ヘッジ関係(またはヘッジ関係の一部)が適格要件を満たさなくなった場合(該当がある場合には、ヘッジ関係のバランス再調整を考慮に入れた後で)にのみ、将来に向かってヘッジ会計を中止する。これには、ヘッジ手段が消滅、売却、終了または行使となった場合が含まれる。ヘッジ会計の中止は、ヘッジ関係全体に影響する場合もあれば、ヘッジ関係の一部のみに影響する場合もある(その場合、ヘッジ会計はヘッジ関係の残りの部分について継続する)。IAS 第 39 号の場合と異なり、中止の要件を満たさない限り、ヘッジ会計を任意で中止することはできない。



### 純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された信用リスク

企業が、ある金融商品の信用リスク(信用エクスポージャー)を管理するために、純損益を通じて公正価値で測定するクレジット・デリバティブを使用している場合、当該金融商品の全部または比例的部分を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。これには次のことが条件となる。

- 信用エクスポージャーの名義(例えば、借手またはローン・コミットメントの保有者)が、クレジット・デリバティブの参照企業と一致しており(「名義の一致」、かつ、
- 当該金融商品の優先順位が、クレジット・デリバティブに従って引き渡される可能性のある金融商品の優先順位と一致している。

企業は、信用リスクの管理対象である金融商品が IFRS 第 9 号の範囲内かどうかを問わず、この指定を行うことができる(例えば、企業は、減損の場合を除き IFRS 第 9 号の範囲外であるローン・コミットメントに適用することができる)。企業は、当該金融商品を、当初認識時、当初認識後、または決定はしているが未認識の間においても、指定することができる。企業はその指定を同時に文書化しなければならない。

当初認識後に指定された場合には、直前の帳簿価額と公正価値の差額は、直ちに純損益に認識される。

企業は、信用リスクを生じる金融商品が、もはや適格要件を満たさず、他の規定によっても純損益を通じて公正価値で測定することを要求されない場合、当該金融商品を純損益を通じて公正価値で測定することを中止する。その場合、中止の日現在の公正価値が新たな帳簿価額となる。

## 開示

IFRS 第9号は、IFRS 第7号「金融商品：開示」の要求事項を修正し、分類および測定、減損およびヘッジ会計に関連する多くの開示を新たに導入した。

分類および測定に係る開示は、償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得および損失の分析に係る要求事項を含む。当該開示の目的は、回収のためにこれらの資産が保有される事業モデルに照らして、満期前に認識を中止された償却原価で測定される金融資産について、その程度および中止した理由を明らかにすることにある。IAS 第1号はまた、損益計算書上に、償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得および損失の表示科目を含めることを要求するため修正されている。

信用リスクの開示は、企業の信用リスク管理実務および信用リスク・エクスポージャーに係る情報を要求している。これに加えて、予想信用損失から生じた金額およびその変動に係る広範な定量的情報および定性的情報も要求されている。当該開示には、クラス別の損失評価引当金の詳細な調整表を含んでいる。これらの開示は、財務諸表利用者が、IFRS 第9号の減損モデルの適用とその影響について(適用にあたっての判断に係る情報を含め)理解できるようにすることが意図されている。

ヘッジ会計の開示も広範で、IFRS 第9号の適用時にIAS 第39号におけるヘッジ会計の要求事項の適用を継続することを選択した企業にも適用される。当該開示では、企業のリスク管理戦略やその戦略による将来キャッシュ・フローに対する影響に係る情報が要求される。また、ヘッジ会計が基本財務諸表に与えた影響に係る詳細な開示も求められている。

## IFRS 第9号の経過措置

IFRS 第9号は、2018年1月1日以後開始する事業年度から発効するが、各国における承認を条件に、早期適用は認められる。適用開始日が2015年2月1日より前である企業は、やはり各国における承認を条件に、2018年1月1日より前に開始する事業年度において早期の版のIFRS 第9号を適用することができる。

IFRS 第9号は、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に従って遡及適用されなければならない。ただし、いくつか以下で検討されている一定の適用除外および例外事項を除く。

### ・実効金利法に係る要求事項

企業が実効金利法を遡及適用することが実務上不可能(IAS 第8号で定義)である場合には、企業は、各比較対象期間の末日現在の金融資産または金融負債の公正価値を、当該金融資産の総額での帳簿価額または当該金融負債の償却原価として扱う。そのような状況においては、適用開始日現在の金融資産または金融負債の公正価値を、IFRS 第9号の適用開始日現在の当該金融資産の新たな総額での帳簿価額または金融負債の新たな償却原価として扱う。

### ・減損の測定に係る要求事項

減損の要求事項は、一部の例外を除き遡及適用される。適用開始日現在で、企業は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いて、当該金融商品が当初認識された日(またはローン・コミットメントおよび金融保証契約については、企業が取消不能のコミットメントの当事者となった日)現在の信用リスクを決定し、それをIFRS 第9号の適用開始日現在の信用リスクと比較しなければならない。適用開始日において、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかの判定に過大なコストまたは労力が必要となる場合には、企業は、当該金融商品の認識の中止が行われるまで、損失評価引当金を各報告日現在の全期間の予想信用損失に等しい金額で認識しなければならない。ただし、当該金融商品が有する報告日現在の信用リスクが低い場合は、企業は、当初認識時以降の信用リスクの著しい増大はなかったと仮定することができる。

## ・ヘッジ会計に係る要求事項

IFRS 第 9 号の適用開始時に、IFRS 第 9 号の要求事項に代えて、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を引き続き適用することを決定することができる。企業は当該決定をすべてのヘッジ関係に適用しなければならない。IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項は、通常将来に向って適用される。適用開始日からヘッジ会計を適用するには、全ての適格要件が当該適用日に満たされなければならない。ただし、企業は、IAS 第 39 号に従って、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ関係におけるヘッジ手段に指定していた場合には、オプションの時間的価値の会計処理は遡及適用されなければならない。この遡及適用は、最も古い比較対象期間の期首に存在していたかまたはそれ以後に指定されたヘッジ関係にのみ適用される。同じ規定により、IAS 第 39 号に従って、先渡契約の直物要素の変動のみをヘッジ関係におけるヘッジ手段に指定していた場合には、先渡契約の直物要素の会計処理を遡及適用することができる。また、企業がこの会計処理の遡及適用を選択する場合には、この選択の要件を満たすすべてのヘッジ関係に適用しなければならない。同様に、外貨ベース・スプレッドの会計処理は、ヘッジごとに、最も古い比較対象期間の期首現在で存在していたかまたはその後指定されたヘッジ関係に遡及適用を選択することができる。

IFRS 第 9 号の適用開始日とは、企業が本基準を最初に適用する日である。財務諸表作成者の負担を軽減するため、企業が IFRS 第 9 号を始めて適用する場合には、過年度の修正再表示は要求されていない。ただし、企業は、適用開始日における金融資産および負債に係る広範な情報を開示することが求められる。

IAS 第 39 号から移行する企業が、過年度の比較財務諸表の修正再表示を選択した場合、適用開始日にすでに認識が中止された項目に対しては比較対象期間において IAS 第 39 号を適用することが要求される。したがって、比較対象期間においては、IAS 第 39 号および IFRS 第 9 号がともに適用されることがある。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。